様式第１号（第７条関係）

年 月 日

小樽市長 様

譲受人 住所

氏名 印

工事出来高査定協力依頼書

下記の工事について、融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります

ので、工事現場への立入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

１ 工事名

２ 受注者

３ 立入り希望日時 年 月 日 時 分 から 時 分

４ 現場立入者職氏名

５ 連絡先 担当者名

電 話

Ｆ Ａ Ｘ

地域建設業経営強化融資制度（単年度）

様式第２号（第８条、第９条関係）

年　月　日

小樽市長　様

譲渡人 住所

氏名 印

譲受人 住所

氏名 印

債権譲渡承諾依頼書

譲渡人と譲受人間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が小樽市に対して有する下記の工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、小樽市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾を依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第４１条に定められた瑕疵担保責任は譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は、工事請負契約約款に定められた前金払、中間前金払及び部分払を債権譲渡承諾以降は請求いたしません。

記

１　工事名

２　工事場所

３　契約締結日

４　工期 　　　　　　　　　　　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

５　①請負代金額 　　　　　　　金 　　　　　　　 円

②前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

③中間前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

④部分払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

⑤債権譲渡額 　　　　　　　　金 　　　　　　　円（①－②－③－④）

（ 年 月 日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

地域建設業経営強化融資制度（複数年度）

様式第３号（第８条、第９条関係）

年　月　日

小樽市長　様

譲渡人 住所

氏名 印

譲受人 住所

氏名 印

債権譲渡承諾依頼書

譲渡人と譲受人間で締結の年月日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が小樽市に対して有する下記の工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、小樽市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾を依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第４１条に定められた瑕疵担保責任は譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は、工事請負契約約款に定められた前金払、中間前金払及び部分払（会計年度末における部分払を除く）を債権譲渡承諾以降は請求いたしません。

記

１　工事名

２　工事場所

３　契約締結日

４　工期 　　　　　　　　　　　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

５　①請負代金額 　　　　　　　金 　　　　　　　 円

②既払金額

③前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

④中間前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

⑤部分払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

⑥債権譲渡額 　　　　　　　　金 　　　　　　　円（①－②－③－④－⑤）

（ 年 月 日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

 下請セーフティネット債務保証事業

様式第４号（第８条、第９条関係）

年　月　日

小樽市長　様

譲渡人 住所

氏名 印

譲受人 住所

氏名 印

債権譲渡承諾依頼書

譲渡人と譲受人間で締結の年月日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が小樽市に対して有する下記の工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、小樽市工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾を依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対して当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに譲渡人の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約約款第４１条に規定する瑕疵担保責任は、譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は、工事請負契約約款に定められた前金払、中間前金払及び部分払を債権譲渡承諾以降は請求いたしません。

記

１　工事名

２　工事場所

３　契約締結日

４　工期 　　　　　　　　　　　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

５　①請負代金額 　　　　　　　金 　　　　　　　 円

②前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

③中間前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

④部分払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

⑤債権譲渡額 　　　　　　　　金 　　　　　　　円（①－②－③－④）

（ 年 月 日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

地域建設業経営強化融資制度（単年度）

様式第５号（第10条関係）

債権譲渡承諾書

樽契第　号

年　月　日

（譲渡人）　　　　　　様

（譲受人）　　　　　　様

小樽市長

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第41条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また，譲渡人及び譲受人は工事請負契約約款に定められた前金払、中間前金払及び部分払を本承諾以降は請求できないものとします。

記

１　譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第31条第2項に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する小樽市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第47条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の小樽市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書５①及び④の金額は変更後の金額とする。

２　譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに小樽市に融資実行報告書を提出すること。

３　譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに小樽市に提出すること。

４　当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

５　譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

６　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、小樽市は関与しないこと。

地域建設業経営強化融資制度（複数年度）

様式第６号（第10条関係）

債権譲渡承諾書

樽契第　号

年　月　日

（譲渡人）　　　　　　様

（譲受人）　　　　　　様

小樽市長

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第41条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また，譲渡人及び譲受人は工事請負契約約款に定められた前金払、中間前金払及び部分払（会計年度末における部分払を除く）を本承諾以降は請求できないものとします。

記

１　譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第31条第2項に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する小樽市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第47条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の士別市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書５①及び⑤の金額は変更後の金額とする。

２　譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに小樽市に融資実行報告書を提出すること。

３　譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに小樽市に提出すること。

４　当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

５　譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

６　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、小樽市は関与しないこと。

下請セーフティネット債務保証事業

様式第７号（第10条関係）

債権譲渡承諾書

樽契第　号

年　月　日

（譲渡人）　　　　　　様

（譲受人）　　　　　　様

小樽市長

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第41条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は工事請負契約約款に定められた前金払、中間前金払及び部分払を本承諾以降は請求できないものとします。

記

１　譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第31条第2項に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する小樽市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第47条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の小樽市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書５①及び④の金額は変更後の金額とする。

２　譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに小樽市に融資実行報告書を提出すること。

３　当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び譲渡人倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

４　譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

５　譲渡人倒産時等の下請負人等の保護に関しては、譲渡人及び譲受人が責任を持って行うこととし、小樽市は関与しないこと。

様式第８号（第11 条関係）

樽契第　号

年　月　日

譲渡人

（請負事業者）　　　　　 様

譲受人

（金融機関等）　　　　　 様

小樽市長　　　　　 印

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日付けで依頼のありました債権譲渡承諾依頼につきましては、下

記の理由により承諾できません。

記

１ 工事名

２ 承諾しない理由

地域建設業経営強化融資制度（単年度）

下請セーフティネット債務保証事業

様式第９号（第12条関係）

年　月　日

小樽市長　様

譲渡人 住所

氏名 印

譲受人 住所

氏名 印

融資実行報告書

譲渡人が小樽市に対して有する下記債権の譲渡につき年月日付でご承諾いただきましたが、譲渡人譲受人間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を年月日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は譲受人の下　記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

［譲渡債権の表示］

１　工事名

２　工事場所

３　契約締結日

４　工期 　　　　　　　　　　　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

５　①請負代金額 　　　　　　　金 　　　　　　　 円

②前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

③中間前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

④部分払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

⑤債権譲渡額 　　　　　　　　金 　　　　　　　円（①－②－③－④）

（ 年 月 日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

[振込口座]

１　振込希望金融機関

銀行　　　　　　　本・支店

２　預金の種別、口座番号

種別　　　　　　　番号

３口座名義

（ふりがな）

地域建設業経営強化融資制度（複数年度）

様式第10号（第12条関係）

年　月　日

小樽市長　様

譲渡人 住所

氏名 　 印

譲受人 住所

氏名 　 印

融資実行報告書

譲渡人が小樽市に対して有する下記債権の譲渡につき年月日付でご承諾いただきましたが、譲渡人譲受人間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を年月日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は譲受人の下記振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

［譲渡債権の表示］

１　工事名

２　工事場所

３　契約締結日

４　工期 　　　　　　　　　　　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

５　①請負代金額 　　　　　　　金 　　　　　　　 円

②既払金額

③前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

④中間前払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

⑤部分払金額 　　　　　　　金 　　　　　　　円

⑥債権譲渡額 　　　　　　　　金 　　　　　　　円（①－②－③－④－⑤）

（ 年 月 日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

[振込口座]

１　振込希望金融機関

銀行　　　　　　　本・支店

２　預金の種別、口座番号

種別　　　　　　　番号

３口座名義

（ふりがな）

地域建設業経営強化融資制度（単年度）

下請セーフティネット債務保証事業

様式第11号（第13条関係）

年　月　日

小樽市長　様

債権譲受人 住所

氏名 　 印

工事請負代金請求書

年　　月　　日付け債権譲渡承諾書に係る工事代金請負債権について、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額 　金 　　　　　　　　　　　　　円

ただし、　　　　　　　　　　　　　　　　　工事の代金として

［内訳］

① 請負代金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

② 前払金受領済額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

③ 中間前払金受領済額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

④ 部分払金受領済額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

⑤ 履行遅滞の場合における損害金等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

⑥ 今回請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２支払口座等

① 振込希望金融機関名

銀行　　　　　　本・支店

② 預金の種別、口座番号

種別　　　　　　　　　　番号

③ 口座名義

（ふりがな）

④ 請求者の連絡先

住　所

電　話

ＦＡＸ

地域建設業経営強化融資制度（複数年度）

様式第12 号（第13 条関係）

年　月　日

小樽市長　様

債権譲受人 住所

氏名 　 印

工事請負代金請求書

年 　　月　　 日付け債権譲渡承諾書に係る工事代金請負債権について、下記の

とおり請求します。

記

１　請求金額 　金 　　　　　　　　　　　　　円

ただし、　　　　　　　　　　　　　　　　　工事の代金として

［内訳］

① 請負代金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

② 既払金受領済額 円

③ 前払金受領済額 円

④ 中間前払金受領済額 円

及び部分払金受領済額

⑤ 履行遅滞の場合における損害金等 円

⑥ 今回請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２支払口座等

① 振込希望金融機関名

銀行　　　　　　本・支店

② 預金の種別、口座番号

種別　　　　　　　　　　番号

③ 口座名義

（ふりがな）

④ 請求者の連絡先

住　所

電　話

ＦＡＸ